

答申第 229 号

平成 17 年 2 月 7 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 5 月 24 日付けで諮問された県立伊勢原射撃場リフト設置工事執行
関係書類一部非公開の件(諮問第 193 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

執行伺票・支出命令票及び完成払用の請求書のうち、施工した業者の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、平成13年4月20日付けで、次に掲げる文書(以下「本件請求文書」という。)を一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

ア 平成10年10月26日付けで教育委員会あてに提出した、平成9年度に教育委員会が執行した特定の県立射撃場の動く歩道工事(以下「本件工事」という。)に関する契約書等執行書類一切の公文書に係る行政文書公開請求書(以下「平成10年請求書」という。)

イ 平成10年11月20日付け決定通知書(以下「平成10年決定通知書」という。)

ウ 平成10年11月30日付け異議申立書(以下「平成10年異議申立書」という。)

エ 平成10年12月7日付け諮問に関して提出した意見書及び資料

オ 平成9年度に教育委員会が執行した本件工事に関する契約書等執行書類一切の公文書(以下「平成9年度執行書類」という。)

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件請求文書に神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号及び第2号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分は、不服申立人の権利及び利益を侵害しているため、不服であり、その取消しを求めて申立てに及ぶ。

イ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

3 実施機関（教育庁管理部経理課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件請求文書のうち一部非公開部分のある文書（以下「本件行政文書」という。）の名称及び非公開情報は、次表のとおりである。

文書の名称	非公開部分	
平成 10 年請求書	請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号（以下「請求者等」と総称する。）	
平成 10 年決定通知書	文書のあて名（請求者氏名）（以下「通知書あて名」という。）	
平成 10 年異議申立書	異議申立人の住所、氏名、年齢、連絡先、電話番号、ファクシミリ番号及び印影（以下「異議申立人氏名等」と総称する。）	
平成 9 年度執行書類	執行伺票・支出命令票	施工した業者（以下「本件法人」という。）の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「執行伺票口座情報」と総称する。）
	前金払用の請求書	本件法人の預入金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号（以下「預入金融機関名等」と総称する。）
	完成払用の請求書	本件法人の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号（以下「請求書口座情報」と総称する。）
	保証証書（前払金保証）	預託金融機関名及び支店名（以下「預託金融機関名等」と総称する。）
	現場代理人設置届	現場代理人住所及び氏名（以下「現場代理人氏名等」と総称する。）
	現場代理人経歴書	工事名称を除く部分（以下「本件経歴書」という。）
	主任技術者等設置（変更）届	主任技術者等住所
	主任技術者経歴書	主任技術者住所、学歴（最終）、職歴、工事経歴及び資格（建設業法施行規則別表（二）に掲げる資格等の区分に該当するものを除く。）（以下「主任技術者学歴等」と総称する。）
	見積書	代理人の氏名及び印影（以下「代理人の氏名等」と総称する。）
委任状	全部	

(2) 一部非公開部分について

ア 条例第 5 条第 1 号該当性について

請求者等、通知書あて名、異議申立人氏名等、現場代理人氏名等、本件経歴書、主任技術者等住所、主任技術者学歴等、代理人の氏名等及び

委任状は、個人に関する情報であるため、条例第5条第1号の規定に基づき非公開としたものである。

イ 条例第5条第2号該当性について

執行伺票口座情報、預入金融機関名等、請求書口座情報及び預託金融機関名等は、法人の内部管理に属する情報であり、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第5条第2号の規定に基づき非公開としたものである。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報に明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書のうち、次に掲げるものは、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

a 請求者等

- b 通知書あて名
- c 異議申立人氏名等
- d 現場代理人氏名等
- e 本件経歴書
- f 主任技術者等住所
- g 主任技術者学歴等
- h 代理人の氏名等
- i 委任状

イ 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について

(ア) 条例第 5 条第 1 号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 本件行政文書に記載されている情報は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、同号ただし書イの慣行として公にされ若しくは公にすることが予定されている情報、同号ただし書ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(3) 条例第 5 条第 2 号該当性について

ア 条例第 5 条第 2 号本文該当性について

(ア) 条例第 5 条第 2 号本文は、「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

(イ) 当審査会が見分したところ、執行伺票口座情報、預入金融機関名等及び請求書口座情報は、本件法人が施工した本件工事に係る代金の振込先として記載されていることが認められる。

また、預託金融機関名等は、神奈川県財務規則(以下「財務規則」という。)第 25 条及び第 26 条第 6 号の規定により担保として提供

された保証証書(前払金保証)に記載されていることが認められる。

したがって、執行伺票口座情報、預入金融機関名等、請求書口座情報及び預託金融機関名等は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。

しかしながら、執行伺票口座情報、預入金融機関名等、請求書口座情報及び預託金融機関名等は、知らせるべき相手方を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。

(ウ) 請求書口座情報は、本件法人が施工した本件工事に係る代金の請求書に記載して実施機関に交付したものであり、執行伺票口座情報は請求書口座情報を転記したものである。このような情報管理の実態を考慮すると、執行伺票口座情報及び請求書口座情報を法人等の内部限りで管理し、例外的に特定の顧客に限ってこれを記載した請求書を交付しているといった特段の事情がない限り、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。本諮問案件においては、こうした特段の事情は認められない。

(エ) 預託金融機関名等は、本件法人が本件工事を実施機関と契約するに当たり、財務規則第 25 条及び第 26 条第 6 号の規定により担保として提供された保証証書(前払金保証)に記載されているものであり、保証証書(前払金保証)という文書の性格等を考慮すると、預託金融機関名等は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであって、不特定多数の顧客に知られることを容認し、そうした状態に置いているとは考え難い。

また、預入金融機関名等は、前金払用の請求書に記載されたものであるが、前金払いは保証証書(前払金保証)の提供と引き換えに行われるもので、預入金融機関名等は、預託金融機関名等と同様に、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであって、不特定多数の顧客に知られることを容認し、そうした状態に置いているとは考え難い。

このような情報管理の実態を考慮すると、本諮問案件においては、

本件法人は、預入金融機関名等及び預託金融機関名等を原則として本件法人の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。

(オ) 以上のことから、預入金融機関名等及び預託金融機関名等は、条例第5条第2号本文に該当するが、執行伺票口座情報及び請求書口座情報は、同号本文に該当しないと判断する。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

預入金融機関名等及び預託金融機関名等は、前記ア(ウ)で述べたとおり、法人等が事業活動を行う上での内部管理事務に関する情報であり、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であるとは認められないことから、条例第5条第2号ただし書には該当しないと判断する。

(4) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 5 月 24 日	諮問書を受理
6 月 6 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 29 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
7 月 5 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 12 月 6 日 (第 41 回部会)	審議
12 月 13 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
平成 17 年 1 月 6 日 (第 42 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子正史	同志社大学教授	部 会 員
沢藤達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木敏子	横浜国立大学教授	
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
玉巻弘光	東海大学教授	
千葉準一	東京都立大学教授	会長職務代理者
堀部政男	中央大学教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成17年2月7日現在)(五十音順)